

労働法の基礎講座

第10回



【賃金】 割増賃金（割増率）

割増賃金は、「時間あたりの賃金」に割増率を乗じて計算します。

就業形態にかかわらず、すべての労働者（パートタイムやアルバイトも対象）に適用されます。

割増賃金の割増率

①法定労働時間を超えて働く場合（時間外労働）	25%以上（×1.25）
②法定休日に働く場合（休日労働）	35%以上（×1.35）
③午後10時～午前5時の間に働く場合（深夜労働）	25%以上（×1.25）
④時間外労働＋深夜労働（上記①＋③）	50%以上（×1.5）
⑤1か月60時間を超える時間外労働	50%以上（×1.5）
⑥法定休日労働＋深夜労働（上記②＋③）	60%以上（×1.6）



法令労働時間とは、**1日8時間**、**1週40時間**の労働時間のこと（労働時間の講義で紹介）
法令休日とは、1週間で1日の休日、または、4週で4日の休日のこと（休日の講義で紹介）

Q & A

振替休日と代休の違いって何？

振替休日とは、前日までに労働者に通知し、休日と労働日を入れ替えること。

代休とは、休日出勤した後、事後的に労働者に代わりの休日を与えること。

※振替休日や代休の手続きは、就業規則等であらかじめ定めておきましょう

振替休日

休日出勤の割増賃金の支払いは**不要**

代休

休日出勤の割増賃金の支払いが**必要**

注意

振替休日の場合でも、休日を翌週に振り替えた結果、1週間の法定労働時間（40時間）を超える場合は、超えた分について時間外労働の割増賃金の支払いが必要になります。



週48時間となるため、8時間の時間外労働が発生

